

## 明日の裁判所を考える懇談会(第4回)協議内容

### 1. 日時

平成14年7月22日(月)15:00～17:00

### 2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3. 出席者

(委員・50音順)

大木美智子委員, 大谷昭宏委員, 田中直毅委員, 平木典子委員, 松尾浩也委員, 米本昌平委員

(最高裁判所)

堀籠幸男事務総長, 竹崎博允事務次長, 金築誠志人事局長

[オブザーバー: 濱田邦夫最高裁判所判事, 山崎敏充秘書・広報課長, 中山隆夫総務局長, 大谷剛彦経理局長, 千葉勝美民事・行政局長, 大野市太郎刑事局長, 安倍嘉人家庭局長, 加藤新太郎司法研修所教官]

### 4. 議題(第4回テーマ「裁判官の在り方」)

(1)裁判官制度について意見交換

(2)今後の懇談会の進め方について

(3)次回以降の日程について

### 5. 会議経過

(1)意見交換の概要は以下のとおり。

(最高裁)

前回に引き続き、「裁判官の在り方」をテーマにしたい。最高裁としては、裁判官の任命手続へ国民が関与するシステムとして、裁判官の指名に関する諮問機関を設置することを考えているが、その点について、ご説明する

(最高裁)

裁判官の任命手続について、審議会意見書は、裁判官の指名に関する諮問機関の設置やその下部組織の設置などをすべきだと提言している。

この裁判官の指名に関する諮問機関の具体的な制度設計をどうするかについては、7月31日に第1回会議が開催される予定の一般規則制定諮問委員会において、本格的に議論することになっている。資料4がこの諮問機関のイメージ図である。

最近では、判事補の採用者数が年間約100名、判事補から判事へ任命、あるいは、判事になって10年経つごとに再任される者の人数を合わせると年間約200名、その他、弁護士任官を含めると、年間約300名以上について、この諮問機関で判断をしてもらうことになる。

(最高裁)

高等裁判所以下の裁判所の裁判官については、最高裁判所が内閣に提出した指名名簿に基づいて内閣が任命するという扱いになっており、日本国憲法が出来てから今まで、最高裁判所が提出した名簿について、内閣で拒否されたことはないというように記憶している。したがって、現在の憲法の運用では、最高裁判所が名簿に載せて指名するかどうかという点が、実質的に重要な意味を持っている。こうしたことから、裁判官の指名をするためには、外部の国民の声を代表する人を入れた諮問委員会というものを設けるべきであるというように提言されている。この諮問委員会の委員として、法曹以外の方々にも入ってもらおうというように考えている。

どういう方々に委員になっていただくのがいいかという問題、また委員となった場合には、どういう基準で判断してもらうのか、その判断をするためには、どのようなデータが必要なのか、そのデータをどのようにして収集するのか、これらの点は非常に密接に関連する事項になっているので、ご意見をいただきたい。

(松尾委員)

裁判官の任命に関する諮問委員会の前例として、最高裁判所の発足当時、最高裁判所判事について1回行われ、そのときは2倍の候補者の中から実質的なセクションが行われたと思う。今度は下級裁判所だが、どのようになっていくのか。100名の採用予定に対して、150名なり180名なりの候補者が出てくるのか。それとも、大体この100名ならばということで諮問委員会にかけ、それをチェックしてもらうのか。そ

のどちらかにより、委員会の仕事の性質が変わってくるのではないかという気がする。

(最高裁)

たくさんの候補者の中から適任者を選んでいくのが本来は望ましいと思うが、おそらく当面はそのようなことではなく、むしろ、不適格者を落としていくという形での審査が主になるのではないか。弁護士任官者が一番はっきりしているが、裁判官希望者の数、これはある程度の水準を充たした人ということが前提だが、必ずしも多くない。司法修習生から判事補になるときも、多くの希望者の中から100人程度選ぶというわけではなく、100人程度は採りたいということで、それに近い数の希望者が来て、任官されると困るという人については、「あなたは少し向かないんじゃないか」ということで、不採用になったり、あるいはその前に本人が希望を取り下げるとするのが実情である。

結局、修習生から判事補になって、10年経って判事になって、また10年経つと判事に再任される、こういう形のものが大部分である。このように、実際問題としては、様々な供給源があって、その中からセレクトしていくという形にはなっていない。そのため、不適格者の排除をもっと厳しくすべきだという意見があり、これが指名に関する諮問機関設置の一つの背景になっている。審議会の意見書でも、これからは裁判官を増やすべきだという意見が出ているし、最高裁の方でも10年間で相当裁判官の数を増やすということを約束しているため、それを大幅に上回る希望者がどんどん出てくればよいのだが、実際問題としては、従来の状況からすれば、非常にたくさんの希望者の中から採用していくのではなく、当面は、むしろ不適格者を落としていくという形にならざるを得ないのではないか。

(大谷委員)

我々の時代には、任官拒否が相当あって、いろいろニュースにもなった。最近では、例えば判事補になってから、その後10年、さらに10年経って、具体的に任官拒否された事例はあるのか。

(最高裁)

本人が再任を希望したが断ったというケースはある。ただ、最後まで本人が頑張っていて、裁判官会議で不再任という形で決まったものというのは、私の知る限り一例だけしかないのではないかと思う。実際には、健康問題で再任できない人がある程度いる。それから、人物、能力等の面で少し問題ではないかという人は、再任は無理である旨を告げて転身を勧め、再任にならないケースが少数だがある。社会的に話題になるような、思想信条とか、そういう形で問題になったものはない。数字的には大部分が再任されている。

(最高裁)

松尾委員が指摘されたように、こういう提言がこの審議会でなされた背景としては、判事補への希望者が採用されなかったとか、あるいは判事への再任希望者が再任されなかったという、例としては非常に少ないものがきっかけになっているのだろうと思われる。そして、その際に裁判所側がなぜ採用しなかったのかということについて、「これは基本的にプライバシーにかかわる事項である」ということで、それほど踏み込んだ説明はしてこなかったのだろうと思う。そういう意味では、裁判所での指名権の行使が、いわば再任しないという、非常にネガティブかつ例外的に働く場合があるが、その担保をこういう形で求めた方がよいのではないかというのが、この提言につながっているのだろうと思う。したがって、多くの希望者の中からよりベターな者をどうやって選考するかという問題とは少し違う問題なのではないか。

(松尾委員)

そうすると、この諮問委員会に対してどういう資料を提出することになるのか。大勢の分を出して「どうぞ判断してください。」なら比較的簡単であるかも知れないが、そうではなく、「適当と考える者はこのグループであり、他に少々ながら事情のある方もいます。」という形になるのか。

(最高裁)

審議会の意見でも、実質的な審議をすべきだと言われている。先ほど述べたとおり、裁判官の採用者数は毎年300人ぐらいであり、しかも採用の時期が集中する。新任判事補の採用は、今は修習が1年半になったので秋になっているが、それにしても100人ぐらいを非常に短い期間で審査しなければならない。判事の再任は、ほとんど

が4月なので、一時期に非常にたくさんの人たちが来る。そうしたときに、どさっとたくさん資料を渡して、「どうぞこの中から不適格者を探してください。」といっても、実際問題として、本当に問題のある人について十分な審議はできないだろう。したがって、大体の人から特にクレームが出ない、この人は再任してもよいと思われる人については、割合簡略な審査にして、問題がある人については十分な資料を提供して議論していただくというのが実際的かなと思う。

それでも第一次的な判断をどうするのか、それが正しいかどうかの担保をどうするのかという問題はある。こういう人は簡略な審査でよいのではないかといったときに、これは人事局などが持っている資料で判断することになると思うが、例えば弁護士会あたりから、「この裁判官についてはこういう話もあるので、慎重な審査が必要である。」という声があれば、弁護士の委員も当然入ってくるので、その人は審査をするということになる。そのような道が担保される必要はある。そういう振り分けをした上で十分な審査をすることになる。

十分な審査を個別的にする場合に、どのような資料をどれくらい出すかということについては、まだ詳しい議論がされていないが、少なくとも修習生から判事補になるときは、研修所の成績以外はあまり資料がないため、あとは面接の結果などを提供して、特に問題がなければということになると思う。裁判官をやっていた人については、それまでの勤務実績みたいなものが資料の中心になるのではないだろうか。

弁護士から裁判官になるような場合、今でもなかなか十分な資料が集まりにくいようなところもあるが、弁護士仲間の意見や、法廷での活動ぶりを裁判官から見てどうだったかといった資料を集めて議論することになる。そういう意味で、下部組織が一番機能するのは、おそらく弁護士などが裁判官になるような場合ではないかと思う。

(米本委員)

この指名に関する諮問機関を作るときの手続だが、裁判所の内部的な規則で定めてよいのか、それとも立法プロセスに乗せることになるのか。

(最高裁)

それも一つの論点になっている。憲法で、司法事務処理あるいは裁判所の内部事務処理については、最高裁が規則で定めることができるとされているが、ただ同じことを

法律で定めてもよい場合もあり、その辺については今後いろいろな議論があると思う。

(田中委員)

裁判には上級審があるから、裁判官になるところでふるいにかけるなくてもよいという議論がある。反社会的な団体については排除できると思われるが、例えば、個人の独立した意見が反映しそうなない政党とか、特定の人物が影響力を持つ宗教団体のメンバーであっても、上級審があるから大丈夫だといえるのか。今までそういうケースがあったのか。

(最高裁)

昭和40年代に裁判官の青年法律家協会への加入が問題になった、いわゆる「司法の危機」というものがあった。

あのときには、そういう団体に裁判官が参加することはどうなのかということと、そういう人を裁判官から外すべきかどうかということが議論になり、結局青年法律家協会自体が裁判官の部会をやめてしまった。その後もそういう問題は底流にはあると思うが、当時ほど深刻な問題にはなっていない。

裁判官として不適格者を排除していくときに、誰から見てもそういう活動をしている人は裁判官にふさわしくないだろうという非常に極端な場合に、それが問題になってくることはあると思う。しかし、主としてここで念頭に置いているのは、そういう問題ではなく、裁判官、法律家としての能力とか、人物、人柄、理解力や洞察力、あるいは社会的な常識とか、そういった点で、この人の裁判なら受けてもよいというレベルに達しているかどうかということである。そのレベルが不足していると、上訴で直すという問題以前に、国民すべてが迷惑することになる。今度作ろうとしている制度のねらいはそこにあるのではないか。ただ、従来は過度に抑制的になるという面があったかもしれないが、今度の機関は外部の人が入ったものなので、もう少しフリーハンドを持ってよいという議論も出てくるかもしれない。

(最高裁)

最高裁では、裁判官について、法律家としての技能のほか、当事者の主張を謙虚に聞いて、その上で十分考慮して判断するような態度をとれるかどうかを、従来から考

慮している。

極端な政治的立場をとったらどうかという問題は、おそらく将来その問題が出てきた段階で、まず指名に関する諮問委員会の委員の方々がどう考えるのか、率直な意見を聞くことになる。これは、最高裁にとっても非常に大きな資料になると思っている。

(大谷委員)

憲法上、裁判官は非常に優遇されており、それが意味では日本の民主主義の原点になっている。先ほどの最高裁規則で行くのか、立法的措置で行くのかということに関しては、その諮問委員会にどの程度の情報を提供して、どういうことまで審議してもらおうのかということに大きく関わってくると思う。つまり、そこまで強い権限を持ち、憲法であれだけ保障されている者に対して、ただ単に最高裁規則で対応してよいのか。それだけのことをするのであれば、裁判官の命運に関わることなので、きちんと立法的措置をとり法的に明確にしなければ、非常に恣意的に行われる可能性が出てくるのではない。だから、委員に誰がなるかということよりも、どの程度の情報が提供される諮問委員会なのかということや、それを最高裁としてはどのあたりまで公開していくのかということ、例えば、病気の状況など極めてプライバシーに関わるような情報を多数の委員の方に公開して審議してもらおうことになるのか。また、そういう情報は最高裁が一番持っているのではない、その判断もおそらく最高裁の中に一番あるのではない、それをあえて多数の委員の方に審議してもらおう必要があるのか、かといって情報を出さないとすれば、非常に形骸化した諮問委員会になってしまうなどといった問題があると思う。

最高裁としては、委員会にどこまで情報を提供して、どの程度の権限を持ってもらうのかということについて、どのように考えているのか。また、憲法との整合性をどのように考えているのか。その辺がはっきりしてこない、委員になれと言われて、よく分からないまま委員になったとしても、何をするつもりなのかということになってしまう。

(最高裁)

まず、この機関の権限については、あくまで憲法で最高裁判所に裁判官の指名権が与えられているので、憲法を変えない限り、どのような法律をもってしても、その権限を制約・拘束することはできない。したがって、その権限は、あくまでも意見を述べると

いうものである。ただ、事実上これがかかなり強い影響を持つことは間違いない。個別の人事、つまりその人が裁判官にふさわしいかどうかを判断してもらうということを裁判所では考えている。そのためには、資料としては相当詳しいものを提供することになると思う。そういう個別の人事を議論してもらうには、人数に限界がある。裁判所は、司法制度改革審議会において、実質的な議論ができる人数は10人程度であるという意見を述べている。また、生の人事データなどを提出して個別に議論してもらうことになるため、これを公開するわけにはいかないと思う。

(田中委員)

例えば、委員に守秘義務を課すことになるのか。

(最高裁)

そうすべきだと思う。それを前提に、プライバシーに関わる資料を提出することになる。理由の告知については、手続の透明性の見地から、本人に対しては、要求があれば行うことになるが、その理由をどのくらい具体的に告知できるかということについては、ある程度抽象的にならざるを得ない場合もあるのではないかと。裁判官の能力や適格性の判断は、非常に総合的で、「こういう能力、人柄、人物であればやめておいた方がよいのでは」というように、決定的な難点を指摘しにくい場合もあるように思われる。そのようなときは、総合判断だというような言い方をせざるを得ない場面も実際にはあるのではないかとと思うが、できるだけ具体的にやっていきたいと考えている。

(大谷委員)

ただ、資料の出し方によっては委員になった方も判断が難しいと思う。例えば、最高裁判事の国民審査という制度があるが、どういう裁判に関わったのかとか、どのような判断をしたのかは、国民の資料になりにくいということが再三指摘されている。裁判官が任官するに当たって、果たしてこれと同じようなものが資料として出てくるのか、また、それが資料として出てきた場合に、その裁判官としては、その資料で判断をされてはたまったものではないということもあろうかと思う。かといって、裁判の進捗状況がどうなのか、いわゆる宿題として残している件数がどうなのかだけで判断されても、その裁判官は非常に困るだろう。そうすると、任官させるかどうかについて、一体

どのような資料に基づいてこの委員たちは判断するのかということを、きちんと国民に説明しないとこの制度は危ないのではないか。

(最高裁)

最高裁判事の国民審査でいかなる理由でバツをつけるかマルをつけるかは、完全に国民の自由であろうが、下級裁判所の裁判官の指名をするかどうかの是非を判断していただくときには、好き嫌いで決めてもらっては困る。

裁判の中身を考慮するかどうかは、相当微妙な問題である。ものの考え方で裁判官の適性を決めてよいかということになると、少なくとも普段の評価はそれによって決めるにはいけないというのが一般的な考え方であり、今回の人事評価に関する研究会の意見でもそうなっている。したがって、判決の内容を考慮する場合でも、結論としてどちらを勝たせたかということは考慮せず、十分理由を書いているかどうか、法律家、裁判官として求められる一定水準を満たしているかどうかを考えることになる。再任の場合も、もっと踏み込んだ判断をするのかどうかということはあるが、判決を一つずつ議論するという事は考えていない。

(大谷委員)

そこでも裁判官の独立性を担保しなければならない。

(最高裁)

審議会の意見書は、非常にネガティブな過去の経緯というものがいくつか根底にあり、そこからどんな機能を果たすべきかという積み上げの議論があって、こういう提言につながっているというのではなく、まずこういうものを設けるべきであるという答えの方が先にあったように思う。そのため、少し議論しにくい面があるかもしれない。

この機関にどのような機能を期待すべきかについて、議論としては大きく言って2つのものがあったと思う。一つは、最高裁の裁判官会議は外部に対して説明責任を果たすべきだという考え方であり、これは最低限そういう機関を設ける以上は求められるものである。もう一つは、意見書では、ちょっと微妙な表現をしているが、裁判官の選任過程に国民の意思を反映させる必要があるのではないかという考え方である。この国民の意思の反映というのが具体的にどこまでのものを意味するのかということは、必ずしも明確ではない。その解釈については、おそらく今後これを具体化していく過

程で、実質的な権限を持たせるのか、あるいは、裁判所が第一義的に行うことをチェックするという程度のことで満足すべきか、議論が分かれるところだろう。

また、裁判官を選定する過程には、三つのパターンがある。まず、新任判事補を採用するという場合があり、これはまだ法律実務家として活動していない人の選定なので、研修所の成績や研修所での観察が資料の大部分であり、それほど問題にはならない。次に、判事補から判事に任命する場合、あるいは判事を再任する場合があり、この場合、裁判所がたくさんデータを持っており、裁判所がこれをどれだけ提供するかという問題である。さらに、弁護士から裁判官に任官する場合があり、この場合、必ずしも裁判所が多くのデータを持っているわけではなく、むしろ弁護士の方が多く持っているかもしれない。この委員会をどのように機能させるべきかという問題については、これらの三つのパターンによって変わり得るかもしれないという気がする。その辺がまだ全部決まっていないため、どこに焦点を当てて議論したらよいか分かりにくいのではないかと思う。

それから、仮に、10人ぐらいの委員ということで考えると、半分まではおそらく裁判官、検察官、弁護士という法律家で構成され、残りの半分ぐらいが法律家以外の、例えば学者とか、報道機関とか、いわば国民の意思を代表するのにふさわしい人という構成になるのではないかと思う。この点もまだ今後の議論によるが、大体はそのようなイメージで考えてもらえれば、ある程度具体的に考えてもらえるのではないか。

(松尾委員)

判事再任の場合、判事補採用の場合、あるいは弁護士任官の場合という、様々なレベルがあって、評価のための資料は、それぞれの場合で内容も分量も大きく違うと思う。さらには、大学教授や検察官が裁判官を希望する場合もあり得るし、その辺も全部含めて、整理しておく必要がある。

最高裁が委員会に対して諮問をする際に、最高裁の原案を伴うべきかどうかという問題は、同じようなことが法制審議会でも時々論争の対象になるが、諮問だけにして原案はなく、委員会に任せるといった諮問の仕方と、わりと細かい原案について、意見を述べてほしいという諮問の仕方があると思われる。この場合、どちらに近い形にするのか。最終的な指名権は、憲法上明らかに最高裁の裁判官会議が有するのだが、

諮問の仕方によってはすでにその段階で最高裁の意思が入っていることになるだろう。詳しい原案がつけばつくほど、一応「最高裁は次のように考えているから」という前提になると思われ、実際問題としてその辺を考えておく必要がある。

(最高裁)

審議会の意見書でも、希望するすべての者に審査を受ける機会を与えるようにと言っているのですが、事務当局としてこの人は裁判官にふさわしくないと思う人でも、本人があくまで希望する以上は、諮問にかけて適否の意見を出してもらおう。その場合に、どのような形の諮問がよいのか、まだ議論はしていないが、消極的なニュアンスで諮問にかけるということはあり得るかなと思う。

(平木委員)

少し確認したいのだが、すごく大ざっぱな言い方をすれば、そういうそれぞれの部署の裁判官として疑わしい人たち、あるいは裁判官以外の人で、改めて判断をしたいと思う人たちに対してのみ、審査をすると考えればよいのか。

(最高裁)

原則は全員かけるのだが、例えば、100人中80人は誰が見ても異論がないと思うのであれば、委員会にかけるにしても、包括的にこちらとしてはこう判断していますというようなかけ方をし、境界領域の人とでもいべき人については個別具体的に議論してもらおうことになるのではないかとするのが、思考過程としては考えやすい。

(平木委員)

そうすると、出てくるデータというものは大体想像ができるのではないかなと思う。異論がない人たちに対するデータをいちいち出してどうこうすることはないわけで、どちらかというところ、判断を必要とするような人たちに関するデータが出てくると思えばよいわけだから。

(最高裁)

どのようなデータを出して、どのような審査をするかということ自体、指名諮問委員会が立ち上がった最初の段階、あるいは運用の段階で決めてもらう問題ではないかなと思っている。事務当局のイメージとしては、明らかに問題がない人、明らかに問題があって意見を聞くという人、やはりこれは裁判官としてどうかという人といった3つぐら

いの意見はつけるのかなという感じはあるが、具体的には委員会の意見を聞くことを考えている。

(大木委員)

今まで裁判所で全部決めてきたものを、何となく自分たちで決めかねているから、委員会に任せてしまえばいいというような思いがあるのか。

(最高裁)

決めかねることがあったわけではない。どういう方法で決めているのかが分からないということが一番大きい。そこで、裁判所の中の者だけでなく、外部の人にも入ってもらい、決しておかしなことはありませんという、透明性を高めるためのものである。もっとも、今までは、不再任とすることについて慎重なところがあり、そのことについて、外部の方の意見を聞いた方がよいだろう、また、もっとセレクトしていくべきだという意見もあった。諮問委員会ができ、外部の人の意見として、やはりもっとセレクトすべきという意見が強ければ、再任の基準自体が少し変わっていくという面もあるのではないかと思う。

(田中委員)

この司法制度改革審議会の委員構成からすると、法曹三者のうち、まず弁護士に対しては、弁護士広告でも実績等については、さらなるディスクロージャーというか、広告が自由化されるべきだということが言われている。それから、検察についても、検察庁運営への国民参加というのがあって、その辺まではみんなそうかなと思っている。そこで裁判所、あるいは裁判官についても黙っているのはまずいのではということでこれが入ったのか。そういうバランスなのか。

(最高裁)

もっと厳しい意見が弁護士層から裁判所に向けられた。今までの裁判所が外に対して説明責任を果たしてないのではないかとか、人事を担当している事務当局が壟断しているのではないかといった類の批判があった。とりわけ、もう少し説明すべきだという意見は非常に強かったと思う。

(大谷委員)

このことで若干気になるのは、最近の大きな流れとして、我々のいる世界もそうだが、情報公開とか説明責任とか、国民参加ということが非常に出てきており、その流れは大事であるが、これらが独り歩きしている部分がある。松尾委員が述べられたように、原案を出して、それにのっとって諮問されるということになると、非常に形骸化してしまうし、ある意味で公的機関のエクスキューズに使われてしまう。逆に、諮問委員会の性格がきちんとしてないと、提供される情報によって、当事者にとって非常に不満な部分が残っているということで、ある意味で人気投票的なものになってしまうという、我々の中では非常に危うさを感じている部分がある。このように、委員会に任せて大丈夫なのかという部分と、単にエクスキューズに使われるのではないかという部分があることからすれば、本当に、裁判官という極めて重大な役割を担った人たちが、どのような諮問を受け、その結果どうなるのかが非常に気になる。

(最高裁)

裁判官の人事評価の透明性を確保させるため、本人に開示し、本人から意見を聞くことになろう。また、問題のある人については、この委員会でも十分議論することになろう。それと関連して、資料として何が必要かも問題になる。少なくともそういう意味では、かなり透明性は出てくるのではないかと思う。

(最高裁)

裁判官の選任という、ある意味では非常に専門的なレベルの判断を必要とする事柄について、審議会の意見書では、国民の意思を反映させるために、どのような委員構成であれば、あるいはどのような情報に基づけば、責任を果たしたと言い得るかを考えなさいと言っている。その辺について意見を伺いたい。

(大谷委員)

情報公開を進めていく中で、何となくあいつらは国民に何も言わないで、自分たちで勝手に決めているんじゃないかという流れが強まっていると思う。本当に公開してやっっていかなければいけないところがある一方で、基本的には極めて専門性の高い、なおかつ公正な判断が下されているところもあると思う。そういう形が変に崩れることによって、今まで担保されてきた信頼性が崩れてしまう可能性があるのであれば、よほどきちんとした制度作りをしないと危ういのではないかと非常に危惧している。

(松尾委員)

既存の機関の中である程度近いのは、検察官適格審査会であろう。全ての検察官が3年に1回かけられるが、実質審議は短い時間で終わっているようだ。あれは委員11名のうち6名までが国会議員ということになっており、その他の法曹、学識経験者は、半分より少ない5名しかいない。国会議員が民意を反映し、残りの委員が専門性を持ち込んでいるのかと思う。

(田中委員)

東西冷戦の時代が終わり、スパイなど海外と通じている人がいることについて、国民的な猜疑心がものすごく下がった中で、ビューロクラシーとしての最高裁が問題だという議論が非常に強いとすると、公平性については、裁判とかいろいろな形でチェックされるので、裁判官は、実際はもう少し踏み込んでいいよということになるのではないのか。例えば、憲法にかかわる司法の意見について、ビューロクラシーの中だけからいくと熱源がないから、少し開いて熱源をもらって、踏み出せと背中をぼんと押してもらったというような形になるということではないのか。

(最高裁)

司法積極主義的な意見は従来からあるが、それに反対する意見もあり、すぐに決着がつく問題ではない。ただ、裁判官の指名をするというときに、そういう観点からも、採否を決めることがよいのかということは、問題になる。

(田中委員)

意見を広く聞くことによって、それが一つ一つコーザルリレーションシップとなっている変わってくるという、そういう意味である。

(最高裁)

戦後間もなくできた最高裁の裁判官の指名諮問委員会については、発足時に1回しかやったことがない。そのときは、委員の中に政治家が入っていた。どういう人が委員としてふさわしいかについては、政治的なものの方を含めて、社会のいろいろな広い利害や意見を反映させた方がよいという意見もある。しかし、下級裁判所の裁判官については、基本的に、一定の資格、能力のある人がきちんとした仕事をしていくかどうか審査するというので、むしろもっと専門的な見地から適格性を判断する、委

員も専門性を判断できるような人を中心に選ぶという方がよいという意見も出てくるのではないか。

(田中委員)

日本では司法記者というのが一つの 카테고리として存在しているが、司法に関して、新聞で言えば編集委員のような役割を果たす人は、層としてかなり存在しているのか。

(大谷委員)

層としてはそれほど厚くないが、かなり勉強している記者は、大雑把に言って2けたの単位でいる。まず、キャップクラスがいて、その他司法担当としては、裁判所担当と地検担当がいる。地検担当の方は、特別な事件ばかり追いかけて回している。一方、裁判所担当の方は、専門的に結構勉強している。それが代々引き継がれていくので、結構勉強している人でないと裁判所担当は務まらないのではないか。

(田中委員)

委員会を作るとすると、そこで主に役割を果たしていくのは、司法ジャーナリズムに関わる人が中心になるべきではないか。

(大谷委員)

ジャーナリズムが今そこまで期待に応えられる力を持っているかという問題があるかと思う。今、読売新聞が「裁く」という記事を連載しているが、よく努力していると思っている。今、抱えているものを具体的な形で示すのは、ジャーナリズムの大きな役割だと思し、逆に、司法の方もそのような情報を国民に知らせていく努力をする、そういうことが諮問機関に反映されていくと、裁判のパワーアップにつながってくる。そういう諮問機関になったらいいと思う。この人は病気だけれどもどうしましょうかなどというものより、この人になってほしいというもののほうが、何か夢があるような気がする。

(最高裁)

そこにつながるものとして、どういう人が裁判官にふさわしいかという任命の基準については、この委員会における最初の議論の一つとして当然出てくると思う。それから、あまり細かく議論しなくてもいい群を取り除くときに、どんな群を取り除くのかという問題も、多分実際問題として出てくるだろう。この機関が健全に動いていくために、どう

いう人の構成がふさわしいのか。特に、国民の意思の反映と言われると非常に難しい。

(平木委員)

そもそも人を判断するなどということはできないと私は思っているので、それをやる委員会をあえて作るというのはどうか。

(最高裁)

裁判には必ず利害関係者がいて、一定の方向で裁判をしてもらいたいという意見がある。したがって、そういうものを生で議論するというのは適当でない。個人的には、そういう利害に関わらない人ということになると、マスコミ関係者になるのではないかと思う。

(米本委員)

私は、二十数年間、科学技術分野のポリシーメイキング、立法プロセスを見てきた。日本では、国民が政治にコミットメントしない。そのため、政治は霞が関に丸投げし、霞が関に文句を言ったり、それこそ要望を陳情したりするのが政治プロセスであり、ちょっと引いたところで世の中の制度やポリシーメイキング、権力の運営のあり方について常時ウォッチしている人がいない。そういう意味で、「国民の意思」というのは、今まで専門家や官僚に丸投げしてきたものを、ともかく俺たちにも知らせろということの別表現でしかない。オープンにするのはいいが、オープンにされた情報や、これまでの様々な蓄積を、果たして社会の側がこなして、それに見合った対案を組み立てていくかという、私は非常に危ういと思う。アカデミーや独立のシンクタンクがないために、社会のアジェンダがめちゃくちゃに振れる、これが中央省庁の記者クラブを介して運用できてしまう変な社会である。だから、司法ジャーナリストというのは近過ぎるのではないか。もう少しきちんとした日本のポリシーメイキング、あるいは司法的判断のクオリティをきちんとウォッチする面が、社会の中に醸成されてこなければいけない。そういう意味では、病気の人をチェックすることより、これからの裁判制度、あるいは裁判所そのものに向かって何をしてくれという、そういう注文を出す諮問委員会の方がはるかによい。積極的に、裁判所制度を長期的にどうしたらよいかという意見を社会に喚起するためには、別の視点を確保できるような人たちを、むしろ意図的に、

あるいは社会的な仕掛けとして考えた方がよいと思う。要するに、重要な社会的アジェンダについてウォッチしているような研究NGO、あるいはシンクタンクのようなものがないといけないと思う。

プロフェッションの自己統治、オートノミーというのは、本当に社会制度の基本だと思うけれども、どうも開かれた司法というものはイメージがつかめない。具体的にどういふメンバーのバランスにするかというときに、司法の現在の機能について、あの機関が出す研究レポートなら、まあバランスよく問題点を指摘しているというような、そういう研究機関がないのではないか。

(田中委員)

司法制度改革審議会を最初に立ち上げた時に、日本における紛争がどうなっているのか、複数の研究機関に委託して調べ、1年後にそれを出してもらおうといったことは議論されていないのか。

(最高裁)

全く議論されていない。

(田中委員)

そういうことができる研究機関や大学があるというようには認識されていなかったということか。

(最高裁)

皆が権威を認めるようなものはなかった。

(田中委員)

要するに、政策の対案をきちんと投げるようなセクターがあるべきだと思う。

(最高裁)

そういう思考方法自体がなかったのではないか。

(米本委員)

ストラクチャーパターナリズム、要するに、インハウスでポリシーメイキングをやっている霞が関に、要望も、あるいは文句も全部投げて、彼らに知恵を出させようとしてプレッシャーをかける。これが日本であって、その外側できちんとリサーチの上に立脚したそれなりの代案としてのポリシーメイキングを地方に向かって投げかける、そういうも

う一つの迂回路を作るという発想がない。審議会は、結局、委員たちのご高説の拝聴の場であり、最終的にそれを事務局がまとめるだけであって、エビデンス・ベイスト・メディスン（EBM）という、きちんと証拠に基づいた治療をするということがされていない。今、イギリスの研究者は、エビデンス・ベイスト・ポリシーメイキング、要するにきちんとした調査の上で、少なくともそのポリシーメイキングの基本を組み立てないと、説得性のあるものがないということを言い出している。司法だけではなく、医療も同様だが、第三者機関を作って、そこにいろいろな国民の代表を入れるという発想で意見がまとまってしまっても、第三者機関の人的構成や運用というものが、これまでと全く違った視点でできそうかという、これまでのイメージで言うと、何となく単なるご高説拝聴になりかねないという気がする。

（松尾委員）

今まであった数多くの審議会は、結論は大体において最初から予想がついている、いわばコンクリュージョン・ベイスト・カンファレンスがほとんどだったが、司法制度改革審議会は、従来の枠を一步踏み出しているなという感じで、スタートした時には、どのような結論が出るのかほとんど予測できなかった。裁判官任命についての諮問機関の設置も、その結果の一つと言えよう。

（大谷委員）

かなり思い切ってやったと思う。

（平木委員）

一般の人に入ってもらうことによる情報公開というのは、どこか人騙しみたいところがある。カウンセラーとか臨床家は、サイエンティスト・プラクティショナーでなければならないという大きな目標があり、考え方が重視されている。これまでは、何もかも1人の人間ではできないということで、リサーチを分担してくれる人が他にいて、実践家は実践さえやっていればよいという考え方であった。しかし、今は、サイエンティストであると同時にプラクティショナーであるということを目指すべきではないかという、そんな考え方が生まれてきている。プラクティショナーがきちんとリサーチをやる必要がある内容のものもある。実践家の中で、もう少し研究とか、自分たちが判断できる材料や方法といったものを作ってもらいたい。現場を知っているからこそ、ケースにもとづ

いたりサーチができる。そういう意味で、外から人を入れればよいということだけではなく、専門家の専門性の拡大も必要だろう。

(大谷委員)

いわゆるポリティカルメイキングというのは、常に国民の側がやらなければいけないものなのか。政治に不信感がなければ、政治が十分に機能していれば、国民はそんなに苦労なくて済む。そういった負の部分が、今、国民参加の中で語られているということは、国民にとっては大変不幸で残念なことだと思う。どうも今の国民参加というのは、このように政と官の信頼感が薄れた分を補填しようという色合いが非常に強い。このように、形骸化したお墨つきのためにジャーナリズムが入ってくるというケースが非常に多くなってきている。

裁判所というところが専門職として、例えば、人事に関して大変な情報と能力を持っているならば、それはプロの集団に任せてくれということで、諮問委員会ではどういうところに一番ニーズがあるのかといった声の反映を行うなど、少なくとももう少し夢のあるものを作ってほしいと思う。

(最高裁)

数年前、こういう議論が始まる前は、人事は秘密が当然であって、データや情報を持っている者が責任をもって判断することが当然のようになっており、人事を行う側だけではなくて、人事を受ける側もそんなにおかしなこととは考えていなかった。しかし、今は、よく事情がわからない人にもきちんと変なことはないということを説明することが強く求められている。判断の質を問題とするならば、かえって金と手間がかかったり、あるいは妥協的なものがあったりするかもしれない。それでもなお、一般の人が判断に少しでも入ってくる方がいいということであろう。

(最高裁)

例えば、外から批判している側から見れば、組織を自分たちのものというように思っていて、自分たちの都合のいいように運用しているのではないかという見方がある。それに対して、裁判官といえども、結局は、国民のための制度であるから、自分たちのものという論理はあり得ない。そうすると、国民のための制度であることがもう少し直接

的に分かるような形にしなさいというのがこういう提言につながっている。そういう意味で、深いところでは正論であることは間違いない。

(松尾委員)

裁判所の主要な仕事である裁判の部分は完全に公開されているが、司法行政という部分は非常に秘められているという感じを与えている。「司法行政」という観念自体、法学部の学生は最初聞いたときにはぎょっとする。司法、立法、行政、三権分立と教わってきたのに、司法行政と言われて一体何ですかと言う。三権のうち国会は、しょっちゅうテレビカメラが入って映しているし、内閣も、閣議の中身は示さないけれども、部屋だけは毎週映している。国民は火曜と金曜に閣議が開かれているということも知っているが、最高裁判所の裁判官会議は何曜日にやっているのか、毎週行われているのか、そういうことが全然分からない。そこに少し照明を当てたい、という気持ちが出てくるのは、比較的自然なことなのではないか。

(最高裁)

我々も、この提案は建設的に受けとめる必要があるだろうと思っているが、どういう人を選んで、どんな議論をしてもらえればよいのかについては、非常に難しいという感じがして、その辺について知恵を拝借できないか。

(田中委員)

人事に関する事務総局批判の出発点は、55年体制にあったのか。それとも、もっとビューロクラティックなものなのか。

(最高裁)

そこはない混ぜになっているのではないか。もともと昭和40年代の「司法の危機」がまさに55年体制の問題であった。今はそういう問題というよりは、むしろ「民」対「官」という面が強くなってきており、重点が変わってきたというか、主張のニュアンスがかなり変わってきたという感じである。

(米本委員)

この裁判官の指名に関する諮問機関というのは、裁判所の独立と人事の公平性、透明性を外に向かって明らかにするということで、日本の統治機能の中で置かれた意味を本当に再発見していれば、それほど難しい話ではなくて、走りながら考えるより仕

方がないと思う。そういう意味では、何でも情報公開というのは、国民の側でめちゃくちゃに勉強しないといけないことがたくさんできて、ほとんど脅迫に近い。小さな研究機関でよいので、自分の合わせ鏡のように、自分たちの事情をよくわかっている、全然利害関係を別にした私的なウォッチ機関があった方がよい。それは同じようなものが重なっているように見えるけれども、実は組織のミッションなりインセンティブが違くと全然違う光景が広がると思う。厳しいことを言ってくれる少数の仲間が外にできるような工夫するのが、日本全体としても一番いいと思う。

(松尾委員)

専門性を持ったウォッチャーというのは、現実的には新聞ではないだろうか。ニューヨークタイムズなどでは、裁判についての報道記事が非常に多いような気がする。

(大谷委員)

司法制度改革審議会以降、全国紙もかなり司法に注目していることは確かである。ただ、ジャーナリズムと裁判所がどういう形で連携していけるのか。例えば、どういう手続があって、どういう形で紛争が解決してもらえるのかというところで、どうしても裁判所と国民の間に開きがある。そこをどうやって近づけていくか、裁判官の指名諮問委員会に国民に参加してもらうより、そっちの方がよっぽど入りやすいのではないか。

(最高裁)

ジャーナリズムとの関係はこれからますます重視していかなければいけないと思っている。従来は、「裁判官は弁明せず」という言葉があるとおり、きちんと裁判をしていさえすれば、国民は理解し、サポートしてくれるという感覚で来ていたような気がする。しかし、昨今の情勢からすると、それは実は幻想に近いようなものであったのではないか。こちらから積極的にいろいろな情報を提供して、裁判の状況等も見てもらわなければならない。その結果、批判を受けることもあるかも知れないが、それが、強い信頼につながるのではないか。先ほども話に出ていたとおり、読売新聞で「裁く」というシリーズをやっていただいている。裁判官は、個別の事件について裁判外でコメントするというわけにはいかないが、このシリーズは、個別の事件を題材にしながら、一般的な裁判官の心情とか物の考え方とか、さらに平たく生活ぶり、仕事ぶりというか、

そういうものを紹介するという事で、非常によいものになっているのではないかと感じている。こういった広報活動をこれから進めていきたいと思う。

(大谷委員)

これまでは、大きな判決の時にどれだけ優れた解説記事を書くかで司法記者の力量が判断されていた。けれども、今、ジャーナリズムは、短期間で解決する方法や、専門的な解決の方法などを国民に示していく努力をしていかなければいけないと思う。

(最高裁)

多くの記者にとって、司法というのはそれほど面白い、あるいは売れる種ではないというところがある。売れない種にも関心を持ってもらわないといけない一方、売れるような書き方ばかりされても困るという両面がある。その辺のコミュニケーションを司法関係者と深めていく必要があると思う。

(田中委員)

ADRとの関係で、この1年、仲裁機関は開店休業状態で、ものすごく規模を縮小せざるを得ないというように聞いているが。

(最高裁)

いわゆる伝統的な仲裁というのは、非常に件数が少ないが、弁護士会主導の仲裁機関では、判事を辞めた人とか、仲裁人に人を得ることで機能しており、全国的にもかなり広がってきている。

(田中委員)

国際商事仲裁がだめなのか。

(最高裁)

そのようである。国際商事仲裁は非常に大きな国際企業同士で利用されることが多く、弁護士の問題も含めて、仲裁地として人気があるのはパリなどであり、東京は物価も高いし、面白い所もないということであまり人気がないようである。今は、インターネットを使って、仲裁人の日当や弁護士の旅費をカットし、商事仲裁をやろうという動きもある。

(最高裁)

ADRで今一番利用されているのは調停である。家事調停は12万件くらい来ている。民事調停は、今は景気が悪いため、破産しかかっているような人が利用する種類の事件が非常に増えてきていることもあり、3年くらい前は十数万件だったのが20万件になり、27万件になり、今や36万件という数が来ている。

利用者に聞くと、やはり裁判所主宰というのが信頼の基礎になっているようである。我々は、これだけ調停が利用されていることから、今、建築訴訟などについて、専門調停というものも行っており、これが非常に好評である。建築訴訟というのは、一番面倒な事件の一つで、建物がちょっと傾いていて、ドアが閉まらない、ひび割れがあるなど、いろいろな瑕疵を主張していくと、普通の事件でも争点が100くらいになるが、専門的な知識がないとうまく理解することができない。そこで、訴訟が起きると、手続を止めて調停に回し、専門の建築士が調停委員になって、調停委員と当事者が一緒に現地に行って建物を見たりする。専門家が見ると、設計上の問題か、基礎工事の問題か、施行監理の問題かがすぐに分かる。そうすると、100くらいあった争点が、当事者も了解をして、10くらいに一気に絞られる。争点が絞られると見通しが立つので、7～8割は調停が成立する。解決できないものも、争点が減っているので、訴訟に戻しても、そこを集中的に調べることができる。今、これを医療や知的財産の事件にも使っていこうと考えている。

それから、ADRではないが、簡易裁判所の少額訴訟も非常に人気があって、今、件数が1万数千件くらいで、毎年伸びてきている。簡易裁判所では9割以上が本人訴訟だが、少額訴訟では、裁判所書記官が事前に本人と面接をしている準備をし、1回でとにかく結論を出すということで、非常に人気がある。

(大谷委員)

少額訴訟は今30万円までだが、100万円くらいにしてもいいのではないか。

(最高裁)

一回で処理するにふさわしい事件がどれだけあるか、今、その議論を法制審議会でやっている。ただ、我々は30万円ではもったいないという感じはしている。金銭の訴訟だと、貸した借りていないとか、敷金を払う払わないとか、要するに争点が単純

で、30万円でも60万円でも同じように易しい事件というものがあるから、30万円をもっと上げるということは十分考えてよい。

(最高裁)

実際は、30万円を超える事件についても、同じような類型のものについては、少額訴訟と同じような手続でやっている。

(最高裁)

準少額訴訟と呼んでいるが、大きい簡易裁判所では、工夫によって事前準備をやって1回で終わらせるという少額訴訟のやり方を普通の事件にも広げている。

(田中委員)

現実に紛争処理がそういう形で進んでいるとすると、裁判官の役割はマネージャーでもあるわけで、そうすると、適格、不適格というのがはっきりしてくる。我々の世界でも「裁きが悪すぎる」とかと言われることがある。

(最高裁)

建築紛争については、標準約款の中に入っている紛争処理仲裁が20年ぐらい非常にうまく機能していると聞いている。

日本では大企業同士の訴訟というのはほとんどなくて、親族関係とか、人間関係に破綻を来した人たちが、いわば最後の手段として裁判所に来るという面が非常に強い。これは弁護士がある程度はカバーすべき問題だと思うが、法律問題が何か分からないで受付に来る人が多いわけだから、今後、裁判所としてはある程度工夫をすることによって、非常に増えている事件を、訴訟なり調停なりに持っていく前に、いわば前裁きのような形でやったらいいのではないかというように未だ漠然とではあるが考えている。

## (2) 今後の懇談会の進め方

今回は、「民事裁判の在り方」をテーマとすることとなった。

## (3) 次回以降の日程

第5回 平成14年 9月30日(月)午後3時～5時

第6回 平成14年11月27日(水)午後3時～5時

第7回 平成15年 1月29日(水)午後3時～5時

以上